

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年6月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900457号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000009号

第1 結論

請求者のA社における平成9年10月1日から平成12年8月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年10月から平成10年9月までの標準報酬月額については9万8,000円から44万円、同年10月から平成12年7月までの標準報酬月額については9万8,000円から47万円とする。

平成9年10月から平成12年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年10月1日から平成12年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が減額された記録となっている。給与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成9年10月から平成10年9月までは44万円、同年10月以降は47万円と記録されていたところ、平成11年11月1日付けで、平成9年10月1日、平成10年10月1日及び平成11年10月1日の定時決定の記録を取り消し、平成9年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、平成12年8月1日の資格喪失まで継続していることが確認できる。

また、請求者から提出された請求期間の一部に係る給与明細書により、減額処理前の標準報酬月額に見合う給与が支払われ、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、オンライン記録によると、A社の元事業主及び請求者を含む15人について、平成11年4月6日付け又は同年11月1日付けで、遡って標準報酬月額を9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成12年9月*日に破産宣告していることが確認できるところ、同社の元事業主は、15年以上前に会社倒産しており、資料又は記

録等一切ないと回答しているが、同社の取締役総務部長は、請求期間当時、同社は業績が悪く、社会保険料の滞納があったと回答している。

これらを総合的に判断すると、平成11年11月1日付けで行われた標準報酬月額の特減処理は事実を即したものと考えるのが難しく、請求者について平成9年10月1日に遡って標準報酬月額の特減処理を行う合理的理由があったとは認められず、当該特減処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た平成9年10月から平成10年9月までは44万円、同年10月から平成12年7月までは47万円に訂正することが必要である。